

# 札幌市ふるさと納税返礼品等基準

## 1 返礼品等基準

札幌市が取り扱う「ふるさと納税」返礼品等は、次に掲げる要件を全て満たしている製品（例：食料品、民芸品、工芸品など）やサービス（例：観光・体験メニュー、施設利用など）とする。なお、製品やサービスを組み合わせて1つの返礼品等とする場合には、個々の商品やサービスが要件を満たしている必要がある。

### 【製品の場合】

(1) 平成31年総務省告示第179号第5条に規定される総務大臣が定める基準（以下、「地場産品基準」という。）に適合するものであること（令和5年総務省告示第244号による改正後の規定に適合するものであること）。

「地場産品基準」の具体例は、以下のとおりであるが、詳細については、「ふるさと納税に係る指定制度の運用について」及び「ふるさと納税に係る指定制度の運用についてのQ&A」を参照（いずれも令和5年6月27日付けの最新の情報を参照）。

- ・札幌市内で生産されたもの
- ・札幌市内で原材料の主要な部分が生産（重量や付加価値のうち半分を一定程度上回る割合）されたもの
- ・札幌市内で製造、加工その他の工程のうち主要な部分を行うことにより相応の付加価値が生じているもの（味付けなど製造・加工の主要な部分が行われていること等。単なる切断や選別、混合、冷凍などは不可）

(2) 札幌市のシティプロモート（魅力発信）に資するものであること。

(3) 公序良俗に反しないものであること。

(4) 資産性が極めて高いなど、ふるさと納税制度の趣旨に反するものでないこと。

(5) 品質及び数量の面において、通年で安定提供（供給）が見込めるものであること。

ただし、あらかじめ期間や数量などの条件を設けて提供（供給）する場合は、その条件内において安定提供（供給）が見込めるものであること。

(6) 適切な状態で発送（配送業者が定める配送基準を満たしている等）が可能なものであること。また、飲食物については、発送日から一定期間の賞味期限が保証されていたり、賞味期限が短い場合は寄附者と受取日を調整して発送できるなど、適切な状態で寄附者が返礼品を受け取ることができると札幌市が判断したものであること。

### 【サービスの場合】

(1) 地場産品基準に適合し、札幌市内で提供されるサービスであること。

(2) 札幌市のシティプロモート（魅力発信）に資するものであること。

(3) 公序良俗に反しないものであること。

(4) 資産性が極めて高い（ものを提供する）など、ふるさと納税制度の趣旨に反するものでないこと。

(5) 品質及び数量の面において、通年で安定提供（供給）が見込めるものであること。

ただし、あらかじめ期間や数量などの条件を設けて提供（供給）する場合は、その条件内において安定提供（供給）が見込めるものであること。

(6) 原則、サービスを提供する期間が1年以上（例：利用券の発行日から1年間有効）あること。（日時指定のものはこの限りではない）

## 2 返礼品等提供事業者基準

札幌市が取り扱う返礼品等を提供する事業者（以下、「提供事業者」という。）は、前項に掲げる要件を全て満たしている商品やサービスを提供できる事業者のうち、次に掲げる要件を全て満たしている事業者とする。

- (1) 各種法令規則等に沿った生産・製造・販売等を行っていること。サービスの提供にあたり必要となる資格（旅行業の登録等）を保有していること。
- (2) 札幌市税を滞納していないこと。
- (3) 札幌市内に本社（本店）、支社（支店）、事業所、工場等のいずれかを有する法人・団体または個人事業者であること。
- (4) 適宜、適切に生産・製造・品質検査等を行っており、責任を持って品質の良い返礼品等の提供（供給）ができること。また、返礼品の発送作業またはサービス利用券等の発行・送付作業を含め、寄附者への返礼品等の提供に係る一連の作業が行えること。
- (5) 次のいずれにも該当しないこと。

イ 役員等（受託者が個人である場合にはその者を、受託者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、受託者が団体である場合は代表者、理事等をいう。以下この号において同じ。）が札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成25年条例第6号）第2条第2号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められる。

ロ 暴力団（札幌市暴力団の排除の推進に関する条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる。

ヘ 再委託契約、資材の購入契約その他返礼品等の提供に関連する契約（トにおいて「関連契約」という。）の相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知らながら、当該者と契約を締結したと認められる。

ト イからホのいずれかに該当する者を関連契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、当該契約の解除を求めたにもかかわらず、これに応じなかった。

チ 暴力団又は暴力団員に、札幌市が寄附者に提供する返礼品等に関して委託事業者との間で締結する契約から生じる債権を譲渡したことが判明した。

- (6) 札幌市が返礼品等の発注・配送管理、代金支払、問合せ対応等について業務を委託している事業者と直接、返礼品等の提供に関する契約を締結することが可能であること。また、当該事業者が提供する管理システムを導入（インターネット通信環境が必要）し、連携・協力して業務に当たることができること。

札幌市が異なる事業者と契約した場合には、新たな委託事業者との間で契約を締結し、連携・協力して業務に当たることができること。

- (7) 返礼品等として応募する製品の製造者やサービス実施者以外が申請する場合には、当該製造者又は実施者の同意を得ていること。